

議案第51号

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年8月25日提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成16年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>環境学習センター二ツ池セレクトナ</u> の設置及び管理に関する条例	大府市 <u>自然体験学習施設</u> の設置及び管理に関する条例
	<u>（趣旨）</u>
	<u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市自然体験学習施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</u>
（設置）	（設置）
<u>第1条 水と緑に恵まれた環境の中で市民に体験と学習の機会を提供し、持続可能な社会に向けた行動変容を促すため、大府市環境学習センター二ツ池セレクトナ（以下「セレクトナ」という。）を大府市横根町名高山88番地の1に設置する。</u>	<u>第2条 水と緑に恵まれた環境の中で市民に自然体験学習の機会を提供するため、自然体験学習施設を設置する。</u>

改正後	改正前
(職員) <u>第2条</u> セレトナに必要な職員を置く。ただし、<u>第6条第1項</u>に規定する指定管理者の指定をした場合は、この限りでない。 (入館の制限) <u>第3条</u> 略	<u>2 自然体験学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <u>名称</u> <u>二ツ池セレトナ</u> <u>位置</u> <u>大府市横根町名高山88番地の1</u> (職員) <u>第3条</u> <u>二ツ池セレトナ(以下「セレトナ」という。)</u>に必要な職員を置く。ただし、<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者の指定をした場合は、この限りでない。 (入館の制限) <u>第4条</u> 略 <u>(専用利用)</u> <u>第5条</u> <u>セレトナの施設のうち学習室及び市長が別に定める施設(以下「学習室等」という。)</u>について、次の各号のいずれにも該当するときは、専用利用することができる。 <u>(1) 非営利及び公共の福祉のために活動する団体が利用するとき。</u> <u>(2) 利用の目的がセレトナの本来の用途又は目的の範囲内であると認められるとき。</u> <u>(専用利用の許可)</u> <u>第6条</u> <u>学習室等を専用利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。専用利用の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)</u>がその許可された事項を変更しようとする場合においても、同様とする。

改正後	改正前
(入館者の義務) <u>第4条</u> 入館者は、セレクトナの<u>利用</u>に際しては、この条例及びこれに基づく	<u>2 市長は、学習室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u> <u>3 専用利用者は、学習室等の利用に際して、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに前項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。</u> <u>(専用利用の不許可)</u> <u>第7条 市長は、学習室等を専用利用しようとする者が第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</u> <u>(許可の取消し等)</u> <u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、専用利用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退館を命ずることができる。</u> <u>(1) 専用利用者が次条の規定に違反したとき。</u> <u>(2) 専用利用者が第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</u> <u>(3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。</u> <u>2 前項の規定によって利用者に損害が生じた場合においても、市長はその責任を負わないものとする。</u> (入館者の義務) <u>第9条</u> 入館者は、セレクトナの<u>使用</u>に際しては、この条例及びこれに基づく

改正後	改正前
規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。 (損害賠償) <u>第5条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第6条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>セレクトナ</u>の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 (2)・(3) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第3条及び第4条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第6条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 <u>第7条～第9条</u> 略	規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。 (損害賠償) <u>第10条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第11条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>学習室等の利用の許可その他利用</u>に関すること。 (2)・(3) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第4条、第6条、第7条、第8条第1項及び第9条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 <u>第12条～第14条</u> 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。